

教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和4年6月22日(水)

午後1時20分～

函南町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告その他事務事業の報告

4 付議案件

議案第49号 函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱の制定について

議案第50号 要保護及び準要保護児童生徒の認定及び廃止について

5 報 告

報告第9号 財産の取得について（GIGAスクール充電アダプタ等購入契約）

6 そ の 他

(1) 後援依頼について

ア 田方地区 教育講演会

イ 2022特別支援フォーラム in 静岡：長泉

ウ 田方地区労福協 ファミリー映画上映会

エ 環境美化ポスター事業

オ 第34回 IZU CHAMPION'S CUP

(2) 次回委員会開催予定

定例会 令和4年7月13日(水) 13:20～ 函南町役場 3階 教育委員会室

※午前中は、定例学校等訪問実施予定

教育長関係報告事項

令和4年6月22日（水）

月日	曜日	内 容
5月27日	金	・社会を明るくする運動推進委員会（10：00～）
5月29日	日	・ごみゼロ運動統一美化キャンペーン（8：00～）
5月30日	月	・教頭面談（8：30～）
5月31日	火	・管理職面談（8：30～） ・第1回函南町社会教育委員会、公民館運営審議会（13：30～） ・函南町青少年健全育成地区推進委員長連絡会（19：00～）
6月1日	水	・町内校長会（9：00～）
6月2日	木	・三島税務署 租税教育推進協議会（15：00～） ・表敬訪問 函南少年野球クラブ全国大会出場（16：30～） > 高円宮賜杯第42回全日本学童軟式野球マツダ・トーナメント県予選大会準優勝
6月3日	金	・函南町就学支援委員会（14：30～）
6月6日	月	・臨時企画会議（9：00～） ・小規模特認校準備会（16：00～）
6月7日	火	・三島警察署管内防犯協会来庁（13：25～） ・業務改善委員会（15：00～） ・スクールアドバイザー連絡会（19：00～）
6月8日	水	・函南町議会6月定例会（9：00～）
6月9日	木	・函南町議会6月定例会（9：00～）
6月13日	月	・企画会議（9：00～）
6月16日	木	・福祉教育実践校連絡会（15：30～）
6月17日	金	・函南町議会6月定例会最終日（9：00～）
6月20日	月	・沼津工業高校・沼津商業高校挨拶回り（9：00～） ・函南町教育研究会研修会（14：00～）
6月21日	火	・西小学校指導訪問（8：30～）
6月22日	水	・定例学校等訪問（8：30～） ・定例教育委員会（13：20～） ・小規模特認校準備会（16：00～）

議案番号の訂正について

令和4年第5回函南町教育委員会（令和4年5月26日（木）開催）におきまして、教育長提出議案の議案番号の付番に誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

【正誤表】

訂正後 （正）	訂正前 （誤）	議案名
議案第42号	議案第41号	函南町結核対策委員会委員の委嘱について
議案第43号	議案第42号	かなみ仏の里美術館運営審議会委員の委嘱について
議案第44号	議案第43号	財産の取得について（GIGA スクール充電アダプタ等購入契約）
議案第45号	議案第44号	令和4年度函南町一般会計「教育費」補正予算について
議案第46号	議案第45号	函南町共同学校事務室の組織及び運営に関する要綱の制定について
議案第47号	議案第46号	函南町共同学校事務室事務処理等規程の廃止について
議案第48号	議案第47号	要保護及び準要保護児童生徒の認定について

【訂正理由】

令和4年第4回函南町教育委員会（令和4年4月20日（水）開催）において、「函南町立小中学校の主任等の任命について」の議案を議案第41号で既に提出しており、令和4年第5回函南町教育委員会における議案の先頭にあたる議案番号の付番を議案第42号からとすべきところを誤って付番したため。

議案第49号

函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱の制定について

函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱を制定したいので、教育委員会の承認を求める。

令和4年6月22日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

小規模特認校制度を導入し学区にとらわれず、町立丹那小学校の特色を活かした少人数ならではのきめの細かい教育を受けられるようにするため、本要綱の制定について、教育委員会の承認を求めるものです。

函南町教育委員会告示第 号

函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

函南町教育長 久保田 浩子

函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函南町立小学校の児童及び中学校の生徒の通学する学校を指定する規則（平成26年函南町教育委員会規則第2号（以下「規則」という。）第2条第2項の規定により指定された学校にかかわらず、地域と連携した特色のある教育活動を実施する町内の小規模な小学校（以下「小規模特認校」という。）への就学を、就学予定者及び児童（以下「就学予定者等」という。）並びにその保護者が希望する場合に、一定の条件を付して許可する制度（以下「特認校制」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(小規模特認校の指定)

第2条 前条の特認校制を適用する小学校は、函南町立丹那小学校を指定する。

(運用)

第3条 特認校制の実施については、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条に基づく就学指定校の変更制度の中で運用するものとし、保護者からの申請に基づき、前条に指定する小規模特認校に就学指定校を変更することを許可するものとする。

(就学の条件)

第4条 前条の規定に基づく申請をしようとする就学予定者等及びその保護者は、次の各号の条件を就学期間中も含め、全て満たさなくてはならない。

- (1) 就学予定者等及びその保護者が町内に在住していること、又は就学までに町内への転入が見込まれること。
- (2) 通学する小規模特認校の教育活動及びPTA活動等へ賛同し協力すること。
- (3) 通学における安全確保は、保護者責任の下に行い、その費用についても保護者が負担すること。

(就学時期及び就学期間)

第5条 小規模特認校に就学する時期は、原則として毎年4月1日とする。ただし、教育長が特に認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育長は、児童又は保護者の事情により小規模特認校への就学が困難と認めるときは、小規模特認校の校長と協議のうえ、その児童を規則第2条第2項の規定により指定する小学校に就学させることができる。

(定員等)

第6条 小規模特認校へ就学できる各学年の就学予定者等の募集定員数は、当該小規模特認校に在籍する児童の数を勘案し、教育委員会と小規模特認校の校長が協議して定めるものとする。

(就学の申請等)

第7条 小規模特認校に就学を希望する就学予定者等の保護者(以下「申請者」という。)は、小規模特認校就学申請書(様式第1号)を教育委員会が定める期日までに小規模特認校の校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。

2 小規模特認校の校長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る就学予定者等及び申請者と面接を行った後、小規模特認校の就学に係る意見書(様式第2号)を作成し、前項の申請書と併せて教育委員会に提出するものとする。

(許可等)

第8条 教育委員会は、申請書の内容を審査するとともに、小規模特認校の就学に係る意見書の内容を考慮し、適当であると認めるときは、就学を許可する。ただし、適当であると認めた就学予定者等が募集定員数を超えたときは、抽選によるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により就学を許可したときは、申請者に小規模特認校就学許可通知書(様式第3号)を交付するものとする。

3 教育委員会は、次に掲げる事項に該当するときは、申請者に小規模特認校就学不許可通知書(様式第4号)を交付するものとする。

(1) 第4条に規定する就学の条件を満たさないとき。

(2) 第1項の面接により学校長が小規模特認校の就学に適していないと判断したとき。

(3) 第1項ただし書きの規定による抽選に外れたとき。

(許可の取消し)

第9条 教育委員会は、前条の規定による許可をした後において、申請内容が事実と異なることが判明したとき又は第4条に規定する就学の条件を満たさなくなったことが判明したときは、当該就学の許可を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の許可を取り消すときは、小規模特認校就学許可取消通知書(様式第5号)により、就学の許可を得た申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知があった児童は、規則第2条第2項の規定により指定する学校に就学するものとする。

(中学就学)

第10条 小規模特認校に就学した児童が卒業後に就学する函南町立中学校は、規則第2条第2項の規定により指定された中学校とする。ただし、当該児童及びその児童の保護者が特に希望する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定による場合は、保護者は就学指定校変更の手続を行わなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

年 月 日

函南町教育委員会 様

保護者住所
(申請者) 保護者氏名
電話番号

小規模特認校就学申請書

小規模特認校への就学を希望するので、函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱第7条の規定により次のとおり申請します。

ふりがな		保護者との続柄	
就学予定者等の氏名			
現住所	〒 -		
就学時の住所	☐ ※同上のときは、左記□にレ点を記入		
	〒 -		
生年月日	年 月 日	性別	
指定校及び学年 (規則第2条第2項関係)	函南町立 小学校 第 学年		
希望校及び学年 (小規模特認校)	函南町立 小学校 第 学年		
通園している園の名称 ※申請時、未就学の場合は記入	☐ ※通園していない場合は、左記□にレ点を記入		
	幼稚園・こども園・保育園		
小規模特認校を希望する具体的な理由			
通学方法・通学時間	☐ 自家用車 (分)		
	☐ その他 (内容 ・ 分) ※自転車通学は、認めていません。		

様式第2号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

年 月 日

函南町教育委員会 様

函南町立
校長

小学校
印

小規模特認校の就学に係る意見書

函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱第7条の規定により本校への就学を希望する就学予定者等に係る意見書を提出します。

ふりがな		保護者との続柄	
就学予定者等の氏名			
保護者（申請者）氏名		就学予定の学年	第 学年
住所	〒 -		
校長意見	(面接実施日 年 月 日)		

様式第3号（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

第 号
年 月 日

様

函南町教育委員会 印

小規模特認校就学許可通知書

年 月 日付けで申請のあった小規模特認校への就学について、次のとおり許可したので、函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱第8条の規定により通知します。

ふりがな	
就学予定者等の氏名	
保護者（申請者）氏名	
住所	〒 -
生年月日	年 月 日
就学校名	函南町立 小学校
就学期日	年 月 日
備考	

第 号
年 月 日

様

函南町教育委員会 印

小規模特認校就学不許可通知書

年 月 日付けで申請のあった小規模特認校への就学について、次のとおり不許可としたので、函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱第8条の規定により通知します。

ふりがな	
申請にかかる児童等の氏名	
保護者（申請者）氏名	
住所	〒 -
希望校及び学年	函南町立 小学校 第 学年
不許可とした理由	

（教示）

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に函南町教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、函南町を被告として（訴訟において函南町を代表する者は函南町教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

函南町教育委員会 印

小規模特認校就学許可取消通知書

年 月 日付け第 号により就学を許可した小規模特認校について、次のとおり許可を取り消しましたので、函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱第9条の規定により通知します。

ふりがな	
就学予定者等又は 在校児童の氏名	
保護者氏名	
住所	〒 -
学校名及び学年	函南町立 小学校 第 学年
許可取消しの理由	
備考	

（教示）

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に函南町教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、函南町を被告として（訴訟において函南町を代表する者は函南町教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

議案第50号

要保護及び準要保護児童生徒の認定及び廃止について

要保護及び準要保護児童生徒の認定及び廃止について、教育委員会の承認を求める。

令和4年6月22日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から就学援助申請等が提出されたので、要保護・準要保護世帯の認定及び廃止について教育委員会の承認を求めるものです。

報告第9号

財産の取得について（GIGA スクール充電アダプタ等購入契約）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第22条の規定により、GIGA スクール充電アダプタ等購入契約について、物品売買仮契約を締結したので、教育委員会へ報告するものです。

令和4年6月22日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

報告理由

令和4年5月26日開催の函南町教育委員会議案第44号において承認を受けたGIGA スクール充電アダプタ等購入契約につきまして、入札が執行され、仮契約の内容が函南町議会の議決を経たため報告をするものです。

物 品 売 買 仮 契 約 書

函南町長 仁科喜世志（以下「甲」という。）と株式会社 フューチャーイン
静岡支社 支社長 野田智明（以下「乙」という。）との間において第2条に定め
る物品の売買のため、次のとおり仮契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。

（契約の要項）

第2条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 物 品 名、 G I G Aスクール充電アダプタ等
- (2) 仕様（規格）、 別添設計書による
- (3) 数 量 同 上

(4) 契 約 金 額 ￥ 20,240,000★

（うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額 ￥ 1,840,000★）

- (5) 納 入 期 限 町議会の議決の日の翌日から 166 日間
- (6) 納 入 場 所 函南町 平井外 地内
- (7) 契 約 保 証 金 免 除

（検査及び引渡し）

第3条 乙は、甲の指示に従って物品を納入するものとし、甲は納入された日から
起算して10日以内に物品の検査をしなければならない。

- 2 物品の引渡しは、前項の検査終了と同時に完了するものとする。
- 3 第1項の検査によって生じた故障又は検査に要した費用は、乙の負担とする。
- 4 第1項の検査により合格と認めたときは、甲は乙にその旨を通知する。

（物品の引取）

第4条 乙は、不合格又は契約数量を超過した物品、契約を解除された物品及びそ
の他甲から返却すべき物品を自己の経費をもって甲が通知した日から5日以内
に引き取らなければならない。

（所有権移転）

第5条 物品の所有権は、物品の引渡しがあった時に、乙から甲に移転する。

（かし担保）

第6条 第3条第1項の検査に合格した物品が1年以内に不備を生じたときは、乙
は甲の指示に従って無償で補修又は取替えの責を負うものとする。ただし、その
不備が甲の責による場合はこの限りでない。

（請求及び支払いの時期）

第7条 乙は、第3条第4項の通知を受けた後に支払いを請求するものとする。



2 甲は、乙から前項の請求を受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(債権の譲渡)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ない限り、甲に対する債権を第三者に譲渡又は承継させることができない。

(引渡し遅延違約金)

第9条 乙の責に帰する理由により第2条に定める納入期限までに物品の引渡し完了しないときには、乙は甲に対して違約金を支払うものとする。ただし、甲が天災事変その他不可抗力によるものと認めた場合にはこの限りでない。

2 前項の違約金の額は、納入期限の翌日から引き渡すまでの日数に応じ、契約金額に対し1日について1000分の1を乗じた額とする。

(契約の解除)

第10条 甲、乙いずれか一方がこの契約に違反したときは、その相手方はいかなるときもこの契約の全部又は一部を解約することができる。

(紛争の解決)

第11条 この契約について紛争を生じたときは、甲の指定する仲裁者を立てて速やかに解決を図るものとする。

(定めのない事項の処理)

第12条 この契約に定めのない事項については、法令に定めるところによるほか、甲乙双方協議の上処理するものとする。

この仮契約は、町議会の議決を得たときには、本契約となるものとする。

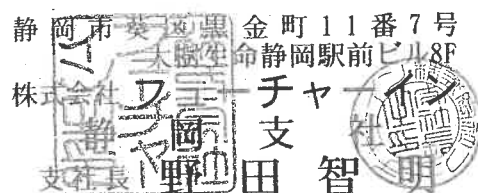
なお、町議会の議決を得られなかった場合は、この仮契約に基づく損害賠償について甲は、一切の責任を負わない。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所有する。

令和4年6月7日

(甲) 住所 静岡県田方郡函南町平井717番地の13
氏名 函南町長 仁科 喜世志

(乙) 住所 静岡県葵区金町11番7号
氏名 株式会社マニヤ 支店長 田智明





財産の取得について

令和4年6月7日函南町財務規則第156条の規定に基づき、一般競争入札に付したGIGAスクール充電アダプタ等を取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

1	物品名	G I G Aスクール充電アダプタ等
2	契約の方法	一般競争入札
3	数量	NECクロームブック用ACアダプタ 2,741個 モバイル書画カメラ 109個 HDMIケーブル 109個 雷ガードタップ 109個
4	契約金額	20,240,000円 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税の額1,840,000円)
5	契約の相手方	静岡市葵区黒金町11番7号 大樹生命静岡駅前ビル8F 株式会社 フューチャーイン 静岡支社 支社長 野田 智明

令和4年6月17日 提出
函南町長 仁科 喜世志

令和4年6月17日 原案可決

上流のとおり相違ないことを証明する。

令和 4 年 6 月 17 日

常藤加 議長



函南町教育委員会後援申請一覧 (令和4年6月分)

	事業名	主催者名	開催日 開催場所	入 場 料	過去 承認	報告 有無
1	田方地区 教育講演会	田方地区教育研究会 代表者 齋藤 修	令和4年8月5日(金) 函南町内各小中学校 会場	無料	有	有
2	2022特別支援フォーラムin静岡:長泉	一般社団法人 障がい児成長支援協会 代表理事 山内 康彦	令和4年8月11日(木) 長泉文化センター ベルフォーレ	無料	有	有
3	田方地区労福協 ファミリー映画上映会	田方地区労働者福祉協議会 会長 杉原 波絵	令和4年9月11日(日) アクシスカつらぎ 伊豆の国市長岡総合会館大ホール	無料	有	有
4	環境美化ポスター事業	函南町 函南町長 仁科 喜世志	令和4年8月1日(月)～令和4年12月31日(土) 函南町役場・かなみ知恵の和館・町内小中学校等	無料	有	有
5	第34回 IZU CHAMPION'S CUP	伊豆地区連絡協議会 会長 城所 章正	令和4年7月23日(土)・令和4年7月24日(日) かなみスポーツ公園多目的広場 他5会場	無料	有	有
6	以下余白					
7						
8						
9						
10						

(第1号様式)

令和4年5月25日

函南町教育長 様

申請者

住 所 伊豆の国市四日町 350

氏 名 齋藤 修

(連絡先) 055-949-1023

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	田方地区 教育講演会		
期 日	令和4年8月5日(金)		
会 場	函南町内各小中学校 会場		
主催者	団体名	田方地区教育研究会	
	代表者	齋藤 修	
	所在地	伊豆の国市四日町 350	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	静岡県教育研究会, 一般財団法人静岡県教職員互助組合, 静岡県教職員生活協同組合, 静岡県学校生活協同組合連合会, 一般社団法人静岡県出版文化会, (株)静岡県教育出版社, 公益財団法人日本教育公務員弘済会静岡支部, 一般財団法人静岡県教育会館
		後 援	伊豆市教育委員会 (申請中) 伊豆の国市教育委員会 (申請中)

裏面があります。



事業の対象 と 目 的	対象 ・ 田方地区公立小・中・義務教育学校の教職員 目的 ・ 各分野で活躍されている方の生き方や考え方を聴き、教養を高める。		
事業内容	講演会 演題 『子どもを伸ばしたい！』そのとき教師にできること 講師 親野 智可等 氏（教育評論家）		
申請理由	田方地区2市1町の教育委員会の後援をいただくことにより、安心して参加できる講演会であることを伝えられる。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

田方地区教育講演会のご案内

◇日時 令和4年8月5日(金)

13時50分開演

◇オンラインによるリモート講演会

＝ 演 題 ＝

「子どもを伸ばしたい！」

そのとき教師にできること

◇講師 教育評論家

お や の ち か ら
親野智可等氏



講師プロフィール

教育評論家。本名 杉山桂一。

長年の教師経験をもとに、子育て、しつけ、親子関係、勉強法、学力向上、家庭学習について具体的に提案。人気マンガ「ドラゴン桜」の指南役としても著名。Instagram、Twitter、オンラインサロン、Youtube「親力チャンネル」、Blog、メールマガジンなどで発信中。オンライン講演をはじめ、全国各地の小・中・高等学校、幼稚園・保育園のPTA、市町村の教育講演会、先生や保育士の研修会でも大人気となっている。

主 催 団 体

静岡県教育研究会 一般財団法人静岡県教職員互助組合 静岡県教職員生活協同組合
静岡県学校生活協同組合連合会 一般社団法人静岡県出版文化会
公益財団法人日本教育公務員弘済会静岡支部 株式会社静岡教育出版社
一般財団法人静岡県教育会館

(第1号様式)

令和4年6月3日

函南町教育長 様

申請者

住 所 〒509-0257 岐阜県可児市長坂2丁目107番地
一般社団法人 障がい児成長支援協会
氏 名 代表理事 山内 康彦
(連絡先) TEL 0574-66-5166 FAX 0574-66-5168

後援申請依頼書



下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	2022 特別支援フォーラム in 静岡 : 長泉		
期 日	令和4年8月11日(木) 10:00 ~ 15:00		
会 場	長泉文化センター ベルフォーレ		
主催者	団体名	一般社団法人 障がい児成長支援協会	
	代表者	代表理事 山内 康彦	
	所在地	〒509-0257 岐阜県可児市長坂2丁目107番地 TEL 0574-66-5166 FAX 0574-66-5168	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	☒ 有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	(一社) 希望 (一社) ESPACE
		後 援	長泉町教委・清水町教委 沼津市教委・伊豆の国市教委 裾野市教委・三島市教委

裏面があります。



事業の対象 と 目的	市内保護者・教育関係者 子どもの被害も理解し、将来自立に生きるための子育てについて考える。		
事業内容	講演会 ① 山内康彦氏 (学校心理士) AM ② 金澤泰子氏 (翔子さんの母) PM + 翔子さんの習字パフォーマンスショー		
申請理由	園や学校でチラシを配布し、広く行事を告知するため		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

「2022 特別支援教育フォーラム in 静岡：長泉」実施要項

※会場は正規の定員の約半分を目安に実施します。

※コロナウイルスの再流行の場合は、延期もしくは中止します。

1. 日時 令和4年8月11日（木祝日） 10時00分～15時00分
2. 場所 長泉文化センター ベルフォーレ（長泉町土狩821-1）
3. 目的 子どもの障がいを理解し、将来自立して生きるための子育てについて考える。
（対象：障がいのあるお子さんをもつ保護者・学校関係者・福祉行政関係者等）
4. 内容 進路と子育て講演会

《第1部》進路講演会とフォーラム（10時00分～12時00分）

（一般社団法人）障がい児成長支援協会 代表理事

中部学院大学非常勤講師 山内康彦（学校心理士・ガイダンスカウンセラー）

～子どもが一人で生きていくために必要な力と進路・就労は何か～

「特別支援が必要な子どもの進路と就労、そしてお金の話」

《第2部》子育て講演会（13時30～15時00分）

金澤泰子（翔子さんの母）さん・金澤翔子さん（書道家）

「ダウン症の子どもを育てて学んだこと ～天使がこの世に降り立てば～」

＋「金澤翔子さんの習字パフォーマンスショー」

5. 定員 500名（予約制）
6. 参加料等 無料
7. 主催 一般社団法人 障がい児成長支援協会
共催 ①（一般社団法人）希望 放課後等デイサービス「たんぽぽクラブ」
※↑（一般社団法人）障がい児成長支援協会三島支部長
②（一般社団法人）E SPACE 「発達応援スクールA+」
※↑（一般社団法人）障がい児成長支援協会長泉支部長
※その他近隣の協会会員や企業に『協賛企業』として募集をかけています。
8. 後援 （申請中） 長泉町教育委員会・清水町教育委員会・函南町教育委員会
沼津市教育委員会・伊豆の国市教育委員会・裾野市教育委員会
三島市教育委員会

9. その他 後援承認後、管内の園や学校等を通して別紙講演会の案内等を配布します。

※後援承認後は、各種教育機関や福祉機関を通して別紙のようなチラシを配布させていただきます。

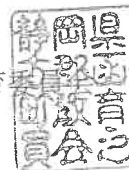
前回承認

函 教 生 第 46 号
令和3年8月20日

一般社団法人 障がい児成長支援協会

代表理事 山内 康彦 様

函南町教育委員会



教育委員会後援名義使用許可書

令和3年7月19日付にて申請のありました函南町教育委員会の後援名義使用について、令和3年8月20日開催の教育委員会にて、その旨が適当であると認められましたので、下記により承認します。

記

事業名	第5回保護者のための教育講演会
期 日	令和3年9月18日（土） 10:00～16:00
会 場	伊豆の国市韮山文化センター
主 催 者	一般社団法人 障がい児成長支援協会 代表理事 山内 康彦

※ 後援の条件

1. 事業が申請の目的及び内容と相違する場合は、後援を取り消します。
2. 事業に対する一切の責は負わず、経費の負担も行いません。
3. 事業終了後、事業結果の報告書を提出してください。
(提出が無い場合は、貴団体の次回からの後援申請について承認しないことがあります。)
4. ポスターなどの印刷物に「函南町教育委員会後援」及び事業の問合せ先を明記してください。
5. ポスター掲示の際、不法、不都合のないように注意してください。

参加費は無料ですが、予算計画書も添付します。

収入 (計 838,000円)

支援協会予算 500,000円

協賛企業寄付 338,000円

支出 (計 838,000円)

講師謝礼 770,000円 (消費税込)

講演会チラシ代 33,000円 (消費税込)

会場関係費 35,000円

※今回の講演会は営利目的ではなく、全国の保護者や教職員の皆様に『よりよい特別支援教育』の推進を促すもので、予算は、すべて支援協会会員や協賛企業の寄付金で運営します。

課題のある子ども達の『自立』をテーマにしたイベントです

2022特別支援教育フォーラムIN静岡：長泉

特別支援を必要とする保護者の究極的な願いは、『親亡き後に、子どもたちが自立して生きていくことができるかどうか』ではないでしょうか。

(一般社団法人)障がい児成長支援協会では、毎年全国を回って、上記のテーマについて考える機会を設けています。そして、本年度は“静岡・長泉で開催!!”

今年は、あの書道家『金澤翔子さん』とその母親の『泰子さん』を招いて子育て講演会も開催します。コロナウイルス流行も落ち着いてきました。ぜひお越し下さい。

※会場定員を大幅に減らして開催するために事前のご予約が必要です。裏面をご覧ください。

テーマ 『子どもの障がいを理解し、将来自立して生きるための子育てについて考える』

《講演会①10時00分～12時00分》

『特別支援が必要な子どもの進路と就労、そしてお金の話』

～子ども達が一人で生きていくために必要な力と進路・就労は何か?～

◎中部学院大学非常勤講師 山内康彦氏(学校心理士・ガイダンスカウンセラー)

《講演会②13時30分～15時00分》

『ダウン症の子どもを育てて学んだこと～天使がこの世に降り立てば～』

＋金澤翔子さんの習字パフォーマンスショー

◎金澤泰子氏(翔子氏の母) ◎金澤翔子氏(書道家)

日時：令和4年8月11日(木祝日) 10時～15時 定員500名 要予約

会場：長泉文化センター ベルフォーレ (長泉町土狩821-1)

(※消毒散布、マスク配布、非接触型検温等、コロナ対策十分に行います。)

お申し込み方法：FAX申込み：裏面の申込書に必要事項をご記入のうえFAXして下さい。

電話申込み：下記に直接お電話下さい。

○事務局：(一社)障がい児成長支援協会講演会事務局 FAX：055-900-9009

「たんぽぽクラブ」 電話：055-900-9010

《主催》：(一般社団法人)障がい児成長支援協会

《後援》：(申請中)長泉町教育委員会・清水町教育委員会・函南町教育委員会

沼津市教育委員会・伊豆の国市教育委員会・裾野市教育委員会

三島市教育委員会 (順不同)

《共催》：(一般社団法人)希望 放課後等デイサービス「たんぽぽクラブ」

(一般社団法人)ESPAC 「発達応援スクールA+」

《2022特別支援教育フォーラムIN静岡：長泉申込書》

ふりがな

氏 名 :

保護者・その他

参加人数 :

他参加者氏名

《講演会①10時00分～12時00分》

『特別支援が必要な子どもの進路と就労、そしてお金の話』

◎中部学院大学非常勤講師 山内康彦氏（学校心理士・ガイダンスカウンセラー）

《参加希望人数》（人数 名）

《講演会②13時30分～15時00分》

『ダウン症の子どもを育てて学んだこと～天使がこの世に降り立てば～』

＋金澤翔子さんの習字パフォーマンスショー

◎金澤泰子氏（翔子氏の母） ◎金澤翔子氏（書道家）

《参加希望人数》（人数 名）

〒

住

所 :

自宅又は携帯電話の番号をご記入下さい

連絡先 :

ご記入の個人情報は当講演会の申し込みにのみ利用させて頂き、その他に利用することは一切ありません。

送信先：講演会事務局

（一社）障がい児成長支援協会講演会事務局 FAX：055-900-9009

放課後等デイサービス「たんぽぽクラブ」 電話：055-900-9010

【令和4 年1 月以降の山内が講師をつとめる講演会後援実績】
（一般社団法人）障がい児成長支援協会 代表理事 山内康彦
（中部学院大学非常勤講師）《学校心理士・ガイダンスカウンセラー》

- 1月3日（月）実施講演会
 - ・札幌市教育委員会後援（北海道）
- 1月9日（日）実施講演会
 - ・京都市教育委員会後援・向日市教育委員会後援・長岡京市教育委員会後援（京都府）
- 1月10日（月祝日）実施講演会
 - ・松阪市後援・松阪市教育委員会後援（三重県）
- 1月15日（土）実施講演会
 - ・北九州市教育委員会後援（福岡県）
- 1月22日（土）実施講演会
 - ・仙台市教育委員会後援（宮城県）
- 1月22日（土）実施講演会
 - ・寝屋川市教育委員会後援（大阪府）
- 1月30日（日）実施講演会
 - ・札幌市教育委員会後援（北海道）
- 2月6日（日）実施講演会
 - ・横浜市教育委員会後援・川崎市教育委員会後援（神奈川県）
- 2月8日（火）～9日（水）実施講演会
 - ・平戸市後援・松浦市後援・平戸市教育委員会後援・松浦市教育委員会後援（長崎県）
- 2月13日（日）実施講演会
 - ・川口市教育委員会後援（埼玉県）
- 2月19日（土）
 - ・四日市市教育委員会後援（三重県）
- 2月25日（金）実施講演会
 - ・宇都宮市後援・宇都宮市教育委員会後援（栃木県）
- 2月26日（土）実施講演会
 - ・矢板市後援・塩谷町後援・矢板市教育委員会後援・塩谷町教育委員会後援（栃木県）
- 3月12（土）実施講演会
 - ・福島市後援・伊達市後援・福島市教育委員会後援・伊達市教育委員会後援（福島県）
- 3月21日（月祝）実施講演会
 - ・盛岡市教育委員会後援（岩手県）
- 3月27日（日）実施講演会
 - ・茅野市教育委員会後援・諏訪市教育委員会後援（長野県）
- 4月2日（土）実施講演会
 - ・札幌市教育委員会
- 4月9日（土）～10日（日）実施講演会
 - ・北九州市後援・北九州市教育委員会後援（福岡県）
- 4月16日（土）実施講演会
 - ・仙台市教育委員会後援（宮城県）・湯沢市教育委員会（秋田県）
- 4月30日（土）・5月1日（日）実施講演会
 - ・一宮市教育委員会後援・江南市教育委員会後援・犬山市教育委員会後援（愛知県）
- 5月2日（月）・5月3日（火祝）実施講演会
 - ・唐津市教育委員会後援（佐賀県）
- 5月5日（木祝）実施講演会
 - ・京都府後援・京都府教育委員会後援・京都市教委後援・京都新聞後援（京都府）

- 5月7日（土）実施講演会
 - ・ 泉佐野市教育委員会後援 ・ 貝塚市教育委員会後援 ・ 熊取町教育委員会後援（大阪府）
- 5月14日（土）実施講演会
 - ・ 春日井市教育委員会後援（愛知県）
- 5月15日（日）実施講演会
 - ・ いなべ市教育委員会 ・ 東員町教育委員会（三重県）
- 5月28日（土）実施講演会
 - ・ 姫路市教育委員会後援（兵庫県）

※協会設立以来毎年、年間約50カ所を超える教育委員会の後援承認をいただき講演会活動を行っています。

※教職員・行政職員の研修会も行っています。（静岡県沼津市・愛知県安城市・愛知県江南市・愛知県北名古屋市・愛知県岩倉市・岐阜県大野町・三重県桑名市・東京都大田区小学校・岐阜県美濃加茂市小学校・岐阜県白川町内6保育園等）

すべての子どもたちが、共に学び共に育つ社会の実現



一般社団法人
障がい児成長支援協会

文部科学省が平成24年に実施した「通常の学級に在籍する発達障がいのある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果では、障がい児が約6.5パーセントの割合で通常の学級に在籍している可能性を示しています。

しかし、通常の学級にいる支援が必要な子の中で診断名が付く児童は1%のみで、多くの障がいの疑いのある子どもたちは、周囲の理解がないままになっています。
その結果、不登校、非行、いじめ問題、低学力等、二次障害が出てきてから初めて対応をせまられるのが現状です。

私たちは、早期からの適切な支援を行い、障がい児が自己肯定感をもった成人に育ち、経済的にも社会的にも自立した生活が送れるようにすることが、障がい児の幸せにつながると共に、行政の財政負担を大きく減らすことにもつながることを考えております。
そしてすべての子どもたちが、共に学び、共に育つことができるようになる、インクルーシブ社会を創造していきたいと思っております。



協会長挨拶

障がい児成長支援協会
協会長 山内 康彦

【プロフィール】

岐阜大学教育学部卒業後、小中義務教育9学年を全て担任する。専門は、特別支援教育と体育。その後、教育委員会で勤務し、就学指導委員会や放課後子ども教室を担当。42歳で岐阜大学大学院教育学研究科へ入学し、学校心理士となる。心理検査を活用した教育・進路相談を500件以上行ってきた経験を生かして子どもたちや保護者のために全国的に活動を行っている。

障がいのある子どもたちにとって一番大切なことは、早期から適切な教育や療育を各種機関と連携を図りながら継続的にやっていくことです。そして、二次障害を防ぎ、将来的に一人一人に合った自立した生活を送れるようにすることは、子どもたちや保護者はもちろん、国家にとっても大きな願いです。
また、時代も「養護教育」から「特別支援教育」、そして今後は「健全な人と共に同じ人間として支え合って生きる「インクルーシブ教育」の時代へと変わろうとしています。

そのような中、我々は、学校や医療機関、各種行政機関と連携を図りながら子どもたちの教育や療育を行っている各種団体や企業を応援する『一般社団法人 障がい児成長支援協会』を立ち上げました。今後は、一人一人の可能性を信じ、良さを伸ばしながら、社会生活能力を身につけ自立することで、障がいのある子どもたちが安心して暮らせる社会の実現をめざして様々な事業を展開したいと考えています。

さあ、皆さん、一緒に手と手をつなぎましょう。そして、子どもたちの明るい未来を切り拓いていく歩みを共に始めましょう。協会はそんなみなさんを全力で応援します。

会員サポート事業

【開業支援】

- ・事業立ち上げ予定地域事前調査
- ・事前収支シミュレーション分析
- ・指定要件に関するアドバイス
- ・創業融資相談
- ・指定書作成と申請
- ・開業前受け入れ研修
- ・税務、労務、国保連請求
- ・内装、建築

- ・講演会の開催
- ・経営者に向けての研修会
- ・施設長や児童発達支援管理責任者
- ・指導員への研修
- ・書類フォーマットや情報の提供
- ・児童生徒に充実した活動を行うための
- ・工作教材の紹介
- ・共同購入による物品の安価な提供

【認定事業】

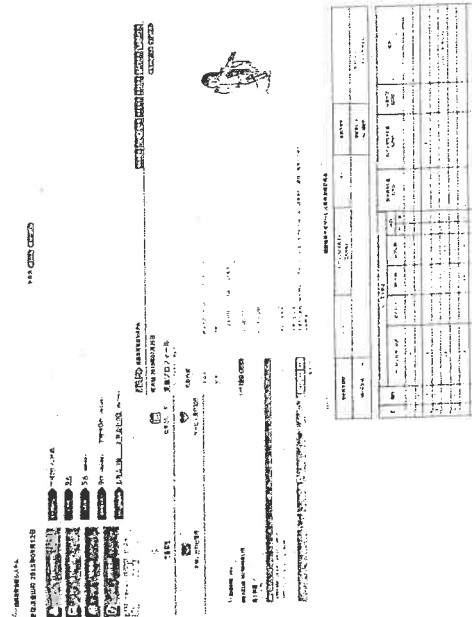
- ・優良施設認定
- ・指導員認定
- ・各種資格認定

【障がい児の通学相談 企業との連携】

- ・保護者への相談会
- ・就労体験
- ・企業見学会

【成長療育支援システムの提供】

- ・施設管理
- ・児童管理（電子カルテ）
- ・送迎記録
- ・業務日誌
- ・サービス提供実績記録表
- ・売上管理
- ・国保連電子請求業務



成長療育支援システム



障がい児成長支援協会とは

学校や病院、児童相談所等の諸機関と連携を図りながら、障がい児に良質な療育や支援を継続的に行うことを通して、障がい児が自立した生活をおくることが出来る資質を育てるとともに、地域や仲間と共に生きていく社会性を育てていく事業をサポートする協会です。

理念

すべての子どもたちが、
共に学び共に育つ社会の実現
(インクルーシブ社会の創造)

- ・ 障がい児の成長支援療育の提供
- ・ 女性が地域で活躍する場の提供
- ・ 保護者へのレスパイトケアと進路相談

協会の位置付け



一般社団法人

障がい児成長支援協会

~~〒500-8286 岐阜県岐阜市西橋一丁目31番地 ZOAビル4F-A~~

~~TEL 058-213-0800 FAX 058-213-0812~~

ホームページ <http://www.seicho-ryoiku.jp>



〒509-0257 岐阜県可児市長坂2丁目107番地
一般社団法人 障がい児成長支援協会
代表理事 山内 康彦
TEL 0574-66-5166 FAX 0574-66-5168

(第1号様式)

令和4年6月1日

函南町教育委員会教育長 様

住 所 伊豆の国市田京 143-3 2階

申請者

氏 名 杉 原 波

(連絡先) 0558-99-9800



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	田方地区労福協 ファミリー映画上映会		
期 日	令和4年9月11日(日)		
会 場	アクシスかつらぎ 伊豆の国市長岡総合会館大ホール		
主催者	団体名	田方地区労働者福祉協議会	
	代表者	会長 杉原 波絵	
	所在地	伊豆の国市田京 143-3 2階	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	①有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	伊豆の国市教育委員会 伊豆市教育委員会 函南町教育委員会

裏面があります。



事業の対象 と 目 的	伊豆の国市、伊豆市、函南町に在住の児童及びその保護者を対象とする。 家族で楽しい時間を過ごし、大切な思い出を作って頂くと共にイベントを通じて、子供たちの健やかな成長と笑顔あふれる豊かな社会を目指す。		
事業内容	ファミリー観劇会 劇団たんぼぼによる「ルドルフとイッパイアッテナ」の公演。		
申請理由	貴町の後援により、広く町民の方々への周知・来場を図るため。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

田方地区労福協

ファミリー観劇会

入場無料



歌とおどりがいっぱい
とびきり楽しいおこのおはなし

2022
9.11(水)

ルドルフとイッパイアッテナ

時間 開場 13:30 開演 14:00

場所 伊豆の国市長岡総合会館
アクシスかつらぎ 大ホール
〒410-2201 伊豆の国市古奈255

ひよんなことから、長距離トラックで東京
にきてしまった黒猫ルドルフ。
その土地のボス猫イッパイアッテナと出
会い、愉快的なノラ猫生活が始まった、
それぞれの愛と友情の物語。



原作 斉藤 洋
(講談社刊)
脚色 久野 由美
演出 三亜 節朗
絵 杉浦 範茂



フードバンク&古タオル
当日、受付します！
よろしくお願い致します

公益社団法人 教育演劇研究協会

劇団 たんぽぽ

主催：田方地区労働者福祉協議会

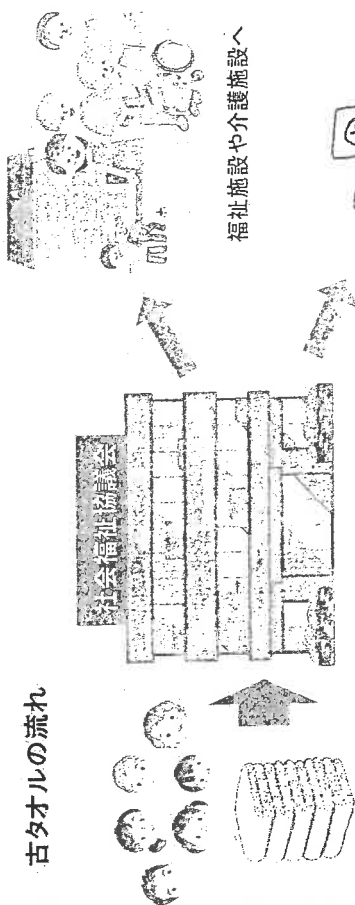
後援：伊豆市教育委員会・伊豆の国市教育委員会・函南町教育委員会

問い合わせ 田方地区労福協 0558-99-9800 ろうきん田方支店 0558-76-5111

ご家庭に眠っている食品を募集しています！
実施中！

古タオル大募集

古タオルの流れ



皆様から寄付して頂いた古タオルは伊豆市・伊豆の国市・函南町の社会福祉協議会を通じて、福祉施設や介護施設、放課後児童クラブにて利用されています。また、市町では災害時用の備蓄品として役立っています。毎年、3500枚程のタオルを集めることができており、今後も継続して取り組んで参ります。

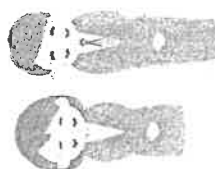
『田方地区労働者福祉協議会』ってなに？

田方地区労働者福祉協議会は、函南町・伊豆の国市・伊豆市の2市1町を基盤に地域に働く勤労者の仲間組織された団体です。主として地域の勤労者の生活安定と社会的地位の向上及び地域社会への貢献活動（地域の清掃活動・小学校、幼稚園保育園への給本贈呈・福祉施設へのタオル寄贈）などを行っています。

加入団体一覧

旭化成労働組合大に支部、伊豆の国市役所職員組合、イハラサイエンス労働組合、NTT労働組合伊豆病院分会、函南町役場職員組合、教職員組合伊豆総合高校分会、教職員組合田方農業高校分会、静岡教職員組合田方支部、静岡県厚生連労働組合中伊豆支部、静岡ろうきん労働組合田方支部、駿豆通運倉庫労働組合、誠心調理師組合、全国林野関連労働組合伊豆森林管理分会、東海自動車労働組合、東芝テック労働組合伊豆支部、TOSAI労働組合、中伊豆リハビリテーションセンター労働組合、日本ベレー労働組合、三好製作所労働組合

タオル1本からボランティアが始まります
ご協力よろしくお願い致します



《問い合わせ先》

田方地区労働者福祉協議会

〒410-2315

伊豆の国市田京143-3 2階

電話 0558-99-9800 FAX 0558-99-9801

(第1号様式)

函 環 第 226 号
令和4年6月15日

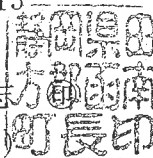
函南町教育委員会
教育長 久保田 浩子 様

申請者

住 所 函南町平井717番地の13

氏 名 函南町長 仁科 喜世志

(連絡先) 環境衛生課 (979-8112)



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	環境美化ポスター事業		
期 日	令和4年8月1日～令和4年12月31日		
会 場	函南町役場・かなみ知恵の和館・町内小中学校等		
主催者	団体名	函南町	
	代表者	函南町長 仁科 喜世志	
	所在地	函南町平井717番地の13	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・ ☒ 無	共 催	
	(有りの 場合はそ の名称)	後 援	

裏面があります。



事業の対象と 目的	対象 町内在住の小・中学生 目的 環境美化、環境保全を啓発するポスターを児童生徒から募集し、3R運動 (Reduce Reuse Recycle) を推進し、資源やものを大切にし、ごみを減らすための取組みについて学んでもらうと同時に、子どもの視点から捉えた環境問題を提起してもらい、美しく住みやすい地域の保全を図る。		
事業内容	昨今、地球温暖化防止、食品ロス、ごみ削減等が大きな社会問題となっております。函南町においても、3R運動 (Reduce Reuse Recycle) を推進し、資源やものを大切にし、ごみを減らすために日々活動しております。啓発運動の一環として、子どもの視点から捉えた環境問題に関するポスターを夏休み期間中の課題として作成する。 また、応募作品の中から町長賞・議長賞・教育長賞と佳作を選出し、入賞作品は、函南町役場・子育て交流センター等の公共施設に展示する。(町長賞・議長賞・教育長賞の受賞作品は、ポスター製版し、各区公民館・公共施設・スーパー等の店舗に掲示予定)		
申請理由	環境保全事業の一環として実施するものであり、次世代を担う小・中学生が対象であることから、教育委員会に後援をお願いしたい。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

かんきょう び か けいはつ ぼしゅうようこう
環境美化啓発ポスター募集要綱

みなさんは毎日の暮らしの中で、3R（ゴミを減らす、再使用、再資源化）に取り組んでいますか。「ごはんを全部食べる」「ごみ拾いをする」など、一人ひとりの小さな行動の積み重ねが、地球を守っていきます。

夏休みの期間中に「資源やものを大切にすること」を考えるために、ポスターを描いてみませんか。

応募資格	町内在住の小・中学生
テーマ	「地球温暖化防止」、「リサイクル」、「エコ」、「食品ロス」のいずれか
作品の規格	① クレヨン、絵の具やポスターカラーを使用し、B版4ツ切（54 cm×38 cm）の大きさを未発表のもの。 ② 啓発ポスターのため、標語やコメントなどの文字を入れてください。 ③ ポスターの裏に学校名、学年、組と名前の記入をお願いします。 ④ 1人1点の応募とします。
応募方法	9月2日（金）までに、各学校へ提出をお願いします。
各 賞	応募作品の中から町長賞、議長賞、教育長賞、佳作の各賞を決定します。 町長賞（小学生の部1点、中学生の部1点）、議長賞、教育長賞の受賞者には、賞状と副賞を、佳作の受賞者には、副賞を贈呈します。（応募者全員に参加賞あり）
その他	入賞作品は、函南町役場、子育て交流センターなどの公共施設に展示する予定です。（学校、学年、名前を公表）また、ポスター製版し、各区公民館、公共施設や店舗等などに配布し、掲示していただく予定です。
主催：函南町 後援：函南町教育委員会（予定）	

過去の受賞作品



問合せ：環境衛生課（979-8112）

(第1号様式)

令和4年 6月15日

函南町教育長 様

住所 田方郡函南町平井892
申請者 函南東サッカースポーツ
氏名 団長 渡辺 浩三
(連絡先) 090-1237-4799



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第34回 IZU CHAMPION 'SCUP		
期 日	令和4年 7月23日(土)～24(日)		
会 場	かなみスポーツ公園・多目的運動広場、他 5会場		
主催者	団体名	伊豆地区連絡協議会	
	代表者	城所 章正 (携帯 090-9928-2267)	
	所在地	410-2416 伊豆市修善寺 771-7	
共催又は 後援団体 (申請予定を 含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	(財)静岡県サッカー協会東部支部、静岡新聞社・静岡放送 熱海市教育委員会、伊東市教育委員会、伊豆市教育委員会、 伊豆の国市教育委員会、函南町教育委員会

裏面があります。



事業の対象 と 目 的	サッカーを通じ、少年たちの健全な心身の成長を目的とした 伊豆地区のサッカースポーツ少年団が、日頃の練習の成果を発揮 し、他地区の少年団との交流を図り、地域のサッカー技術の普及 向上に寄与することを目的とする。		
事業内容	参加チーム U-12の部…36チーム（地元 7チーム、招待29チーム） U-11の部…24チーム（地元 7チーム、招待17チーム） チーム名は別掲 試合方法 U-12の部…（ 8人制） ○予選は6チームを2ブロックに分けリーグ戦を行い、 その後、順位決定戦により、1位～6位を決める。 U-11の部…（ 8人制） ○予選、順位決定はU-12の部と同じ。 ○審判は、主審及び4審の2名で行う。		
申請理由	伊豆地区参加地元チームの各市町教育委員会になって頂き 函南町、伊豆地域をもっとアピールしサッカー普及に 努めたい為		
入場料	有 料 ・ <u>無 料</u>	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

令和 4 年 6 月吉日

函南町教育委員会
教育長 久保田 浩子 様

静岡県サッカー協会 4 種少年委員会
東部支部 伊豆地区連絡協議会
会 長 城所 章正 (公印略)

第 34 回 IZU CHAMPION'S CUP 後援のお願い

立春の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は格別のお引き立てを賜り、お礼申し上げます。

さて、このたび伊豆地区連絡協議会所属のサッカー少年団 10 チームの共同開催により、恒例となりました第 34 回 IZU CHAMPION'S CUP を開催することになりました。

つきましては各市町教育委員会の後援をお願いしたいと考えております。

なにとぞ函南町教育委員会におかれましてもご後援をよろしくお願い申し上げます。

<連絡先>

城所 彰正 (伊豆地区連絡協議会会長)

☎ 090-9928-2267

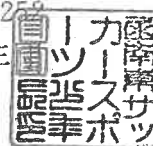
(地元チーム)

静岡県田方郡函南町平井892-258

函南東サッカースポーツ少年

団 長 渡 辺 浩 三

TEL・FAX055-979-1107



大会役員

大会顧問	佐藤文昭	伊豆地区名誉会長
〃	遠藤貢市	伊豆地区顧問
〃	長坂英右	伊豆地区顧問

大会会長	城所章正	伊豆地区会長	(サンライズFC)
大会副会長	部谷浩敏	伊豆地区委員長	
〃	本間靖幸	伊豆地区副委員長	(函南SSS)
〃	豊田秀一	伊豆地区事務局長	(サンライズFC)
〃	後藤真一	伊豆地区会計	

大会実行委員長	三好言	FCレアーレ監督
大会実行副委員長	本間靖幸	函南サッカースポーツ少年団代表

大会実行委員

〃	笹本重信	函南サッカースポーツ少年団監督
〃	渡辺浩三	函南東サッカースポーツ少年団代表
〃	松井保樹	函南東サッカースポーツ少年団監督
〃	杉尾貴志	長岡サッカースポーツ少年団代表
〃	金谷隆之	長岡サッカースポーツ少年団監督
〃	小塚剛	サンライズFC監督
〃	内田保	サンライズFC助監督
〃	北島英俊	MareFC代表
〃	山田唯一郎	MareFCジュニア統括
〃	森下広貴	FCITO代表
〃	小川昭午	FC下田代表・監督
〃	水谷有彦	FCアスルクラロ伊豆代表
〃	三好彩	FCレアーレ代表
〃	三好言	FCレアーレ監督

審判長	鈴木孝一	伊豆地区審判委員長 (県協会インストラクター)
-----	------	-------------------------

事務局	三好言	FCレアーレ監督
〃	本間靖幸	函南サッカースポーツ少年団代表

イズ チャンピオンズ カップ
第34回 IZU CHAMPION'S CUP開催要項

- 1 目 的 サッカーを通し、少年たちの健全な心身の成長を目的とした伊豆地区のサッカースポーツ少年団が、日頃の練習の成果を発揮し、他地区の少年団との交流を図り、地域のサッカー技術の普及向上やに寄与することを目的とする。
- 2 期 日 令和4年7月23日(土)・24日(日)
- 3 主 催 静岡県サッカー協会4種委員会 東部支部 伊豆地区連絡協議会
- 4 会 場 U-12の部 (7/23開催)
田方郡函南町 かなみスポーツ公園多目的広場 肥田グラウンド
伊豆市 修善寺G 天城ふるさと広場

U-11の部 (7/24開催)
田方郡函南町 かなみスポーツ公園多目的広場
熱海市 姫の沢G
伊東市 小室山G
- 5 後 援 一般財団法人 静岡県サッカー協会東部支部、静岡新聞社・静岡放送
熱海市教育委員会、伊東市教育委員会、伊豆市教育委員会、
伊豆の国市教育委員会、函南町教育委員会
- 6 協 賛 株式会社バンデロール(沼津市)、日伸堂(駿東郡清水町)他
- 7 参加チーム U-12の部 36チーム (地元7チーム、招待29チーム)
U-11の部 24チーム (地元7チーム、招待17チーム)
※チーム名は別掲
- 8 試合方法 U-12の部 (8人制) 審判は、主審及び4審の2名で行う。
○予選は6チームを2ブロックに分けリーグ戦を行いその後、順位決定戦により、1位～6位を決める。

U-11の部 (8人制) 審判は、主審及び4審の2名で行う。
○予選、順位決定はU-12の部と同じ。
- 9 試合球 公認4号球 (本部が準備)
- 10 表彰等 ○各会場の優勝に盾と賞状、準優勝・3位に賞状
○優秀選手賞(各チーム1名)
○参加賞(出場全チーム)
- 11 大会参加費 1チームにつき、6千円。

12 細 則

- (1) 予選リーグ(15分-5分-15分)の勝ち点は(勝…3、引分…1、負…0)とする。順位決定は①勝点、②対戦成績、③得失点差、④総得点、⑤PKとする。
⑤のPKは予選リーグ終了後に行う。
3チームのときは巴戦とし1人、2チームのときは3人とする。
順位決定戦のPKは3人とする。
ただし、決勝戦が同点の場合は、5分-5分の延長を行い、その後PK戦とする。

- (3) 試合における登録人数は指導者4名・選手20名までとし、自由交代とする。
交代は、交代ゾーンより行う。
(4) 試合時間に間に合わない時は、本部の判断に従う。
(5) 審判は各チームにお願いするので、審判着を着用すること。
(6) 試合における事故は大会本部において応急処置は行うが、その後は各チームまたは保護者の責任とする。
(7) 各試合の前後半とも、中間地点で飲水(給水)する。
飲水は運営上、時計を止めず、ランニングタイムで実施する。
(8) グラウンドの広さは68*50mとしますが、一部の会場によって異なりますのでご了承ください。

13 その他

- (1) グラウンド及び公共施設の使用は十分注意して行い、ゴミ類は必ず持ち帰ること。
(2) 喫煙については各会場の指示(公共施設敷地内は禁煙)に従う。
喫煙場所を設けた会場については、指定場所以外は禁煙とする。
また、試合会場での飲酒は一切禁止とする。本項に違反した場合は、次年度以降の参加を見合わせるものとする。
(3) 荒天による大会の中止等は、当日朝6時に判断し、連絡致します。
(4) 試合中に有事が起きた場合、会場責任者の指示に従い、避難して下さい。
その際は、大会を中止致します。

14 会場責任者

★U-12の部

田方郡函南町	肥田グラウンドA	函南
田方郡函南町	肥田グラウンドB	(長岡)
田方郡函南町	かなみスポーツ公園A	函南東
田方郡函南町	かなみスポーツ公園B	(マーレ)
伊豆市	修善寺グラウンド	サンライズ
伊豆市	天城ふるさと広場(天然芝)	アスルクラロ伊豆

★U-11の部

田方郡函南町	かなみスポーツ公園	函南東
熱海市	姫の沢G A	FCレアーレ
熱海市	姫の沢G B	長岡
伊東市	小室山グラウンド	FCITO

15 連絡先 大会主務

三好 言 FCLレアーレ
〒413-0231 伊東市富戸1317-393
TEL 080-2618-9100
Mail lolositoa@cello.ocn.ne.jp

＜コロナ対策＞

新型コロナウイルス感染防止対策として下記にご留意の上ご参加をお願いします。

■各チームは大会前より参加・帯同する選手・スタッフの体調を健康チェックシート等を活用し把握確認の上、大会参加時に「大会参加同意書」を提出するとともに、有事の際は大会実行委員会への連絡並びに各行政機関の調査にご協力をお願いします。

■試合に参加する選手及びスタッフ、その他来場される関係者については各チームにて検温（平熱以上の発熱有無）及び健康状態を確認し、不良な方については来場をご遠慮してください。また下記に該当する方も、当日のご来場はご遠慮いただきますようお願いいたします。

- | | |
|---|--|
| ア | 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合 |
| イ | 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 |
| ウ | 過去7日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 |

■トイレ等には消毒液等を用意しますが、各チームにおいても除菌対策をお願いします。

■選手並びにスタッフは、練習及び試合時以外で社会的距離が保てない場合はマスク着用すること、その他観戦者はマスク着用を励行してください。

■その他、新型コロナウイルス感染防止対策について確認がございましたら、実行委員会までお問合せください。